

第 6 回

越 谷 市 教 育 委 員 会 議 事 録

令和3年 5 月 2 7 日

定 例 会

令和3年第6回越谷市教育委員会議事録

招集年月日 令和3年5月27日
 招集の場所 越谷市役所第二庁舎3階 会議室
 開閉会日時 開会5月27日 午前10時00分
 閉会5月27日 午前11時27分

出席委員

教 育 長	吉 田 茂	教 育 長 職務代理者	野 口 久 男
委 員	堀 川 智 子	委 員	荒 木 明 子
委 員	渡 辺 律 子	委 員	山 口 文 平

欠席委員 な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	鈴 木 功	学校教育部長	岡 本 順
教育総務部 副部長兼 教育総務課長	渡 辺 真 浩	学校教育部 副参事兼 学校管理課長	紺 野 功
教育総務部 副参事兼 スポーツ振興 課 長	八木下 太	学校教育部 副参事兼 指導課長	小野寺 秀 明
教育総務部 副参事兼 図書館長	横 山 みどり	学校教育部 副参事兼 給食課長	石 川 智 啓
生涯学習課長	木 村 和 明	学校教育部 副参事兼 教育センター 所 長	齋 藤 紀 義
		学務課長兼 小中一貫校 整備室長	青 木 元 秀

職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課 副 課 長	濱 田 尊 則
----------------	---------

	議 事	て ん 末
議	教育長報告	
	・教育長専決第14号について	(秘密会)
	・教育長専決第15号について	(秘密会)
	・教育長専決第16号について	
	・教育長専決第17号について	
	・教育長専決第18号について	
	・教育長専決第19号について	(秘密会)
	議 案	
	・第26号議案 埼玉県東南部地域公共施設予約案内システムの利用者登録等に関する規則の一部を改正する規則制定について	原案可決
事	・第27号議案 越谷市立小中学校学区審議会委員の委嘱について	原案可決
	・第28号議案 越谷市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について	原案可決
	・第29号議案 越谷市いじめ防止対策委員会委員の委嘱について	原案可決
状	協議事項	
	・令和3年度越谷市教育功労者等表彰式の日程等について	
	その他	
	・令和3年4月臨時市議会について	
	・小中一貫校整備事業の事業手法について	
況		

◎開会の宣告

吉田教育長 それでは、これより5月の定例教育委員会会議を開会いたします。

本定例会に関し、1名の方から傍聴許可願が提出されておりますが、教育長専決第14号、第15号及び第19号については、人事案件であることから秘密会とし、先に審議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

(午前10時00分)

吉田教育長 ここで、傍聴人の入室を許可します。

〔傍聴人入室〕

◎教育長報告 「教育長専決第16号について」

吉田教育長 それでは、初めに教育長報告、「教育長専決第16号について」、学校管理課長から説明いたします。

学校管理課長。

紺野学校管理課長 それでは、専決第16号についてご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の11ページをご覧ください。

専決第16号 越谷市立大相模中学校校舎外壁改修工事請負契約の締結についての原案決定について。

越谷市立大相模中学校校舎外壁改修工事請負契約の締結についての原案決定について、別紙のとおり専決処理する。

令和3年5月13日、越谷市教育委員会教育長。

続きまして、会議要項の13ページをご覧ください。こちらは、令和3年6月定例市議会に、越谷市長が提出する議案の原案でございます。

提案理由でございますが、越谷市立大相模中学校校舎外壁改修工事の請負契約を締結するにあたり、予定価格が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する額以上となるため、提案するものでございます。

内容といたしましては、契約の目的、越谷市立大相模中学校校舎外壁改修工事。契約の方法、総合評価一般競争入札による契約。契約の金額、2億2,880万円。履行期限、令和5年2月28日。

契約の相手方、株式会社山下工務店、代表取締役、山下良雄でございます。

次に、会議要項の14ページをご覧ください。越谷市立大相模中学校校舎外壁改修工事規模につ

きましては、外壁及び軒裏改修合わせて4,715平方メートル、バルコニーの手すり撤去及び新設323メートルでございます。

また、参考といたしまして、15ページに入札状況、16ページから18ページには配置図及び平面図を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

専決第16号についてのご報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

渡辺委員。

渡辺委員 教えていただきたいのですが、契約方法で総合評価一般競争入札とあるのですけれども、これについて一般競争入札とどこが違うのか教えてください。

吉田教育長 学校管理課長。

紺野学校管理課長 こちらは一般競争入札と同じでございまして、言い方が一般競争入札というのは簡単に言っている形になりますので、同じでございます。

渡辺委員 一緒なのですか。

紺野学校管理課長 はい。

渡辺委員 あと、15ページの評価値85.319点というのは、これはどういう仕組みなのでしょうか。

吉田教育長 学校管理課長。

紺野学校管理課長 こちらは入札をしたときの、細かくは実際の点数評価を頂いていないので、何が何点かというのは分からないので、今申し上げることはできないのですけれども、今回の入札で評価したときの点数が、ほかの業者と比べてこの点数であったことから、山下工務店に決定したという、その時の点数をこちらに掲載させていただいているものでございます。

渡辺委員 幾つか入札の業者がいて、一番評価が高かったのがここになったということですか。

紺野学校管理課長 総合評価一般競争入札の場合はそういう形になりますが、今回は実際に応札されたのが山下工務店だけだったということで、結果的には1者だけだったのですけれども、実際にはそういう形で評価をして決めさせていただくというのが、この入札の制度です。

渡辺委員 ありがとうございます。

吉田教育長 100点満点中ということでいいのですか。

紺野学校管理課長 はい。

吉田教育長 よろしいですか。

渡辺委員 はい、ありがとうございます。

吉田教育長 他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 なければ、この件については以上とします。

◎教育長報告 「教育長専決第17号について」

吉田教育長 続きまして、教育長報告、「教育長専決第17号について」、スポーツ振興課長から説明いたします。

スポーツ振興課長。

八木下スポーツ振興課長 それでは、専決第17号についてご報告させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の19ページをご覧ください。

専決第17号 越谷市立第1体育館等解体工事請負契約の締結についての原案決定について。

越谷市立第1体育館等解体工事請負契約の締結についての原案決定について、別紙のとおり専決処理する。

令和3年5月13日、越谷市教育委員会教育長。

続きまして、会議要項の21ページをご覧ください。こちらは、令和3年6月定例市議会に越谷市長が提出する議案の原案でございます。

提案理由でございますが、越谷市立第1体育館等解体工事の請負契約を締結するにあたり、予定価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する額以上となるため、提案するものでございます。

内容といたしましては、契約の目的、越谷市立第1体育館等解体工事。契約の方法、一般競争入札による契約。契約金額、1億8,122万5,000円。履行期限、令和4年3月25日。契約の相手方、高元建設株式会社、代表取締役、高橋和彦でございます。

次に、会議要項の22ページをご覧ください。解体建物につきましては、越谷市立第1体育館、越谷市立第1体育館事務所、越谷市立第2体育館、越谷市大沢地区センター・公民館及び大沢地区センター・公民館倉庫でございます。

また、参考といたしまして、23ページに入札状況、24ページ及び25ページには案内図及び配置図を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

専決第17号についてのご報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

議案が通ればということなのですが、工事期間は予定ではどうなっていますか。補足をお願いいたします。

スポーツ振興課長。

八木下スポーツ振興課長 概ね8月から第1体育館及び第2体育館、地区センター・公民館の供用を停止させていただきまして、当課で所管する第1、第2体育館の利用者の方々につきましては、昨年より既に新たな8月以降の活動場所ということで、北、南、西のそれぞれの体育館で定期的な活動が継続的にできるように既にご提案をさせていただき、3月の定例会の際に既存の体育館条例も変更させていただきながら、午前、午後、夜間という3枠を2時間単位の6枠に変更させ

ていただくことで、数多くの団体が利用できるような体制を取っているところでございます。

最終的にこの団体がどちらかで利用する、さらには総合体育館だとか、空いているコマ数を利用するという点に関しては、団体の中での調整という形になりますが、既存の第1体育館、第2体育館を定期的に利用していた方々におきましては、8月以降も継続的な運動の提供ということで準備をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

吉田教育長 他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 なければ、この件については以上とします。

◎教育長報告 「教育長専決第18号について」

吉田教育長 続きまして、教育長報告、「教育長専決第18号について」、教育総務部長から説明いたします。

教育総務部長。

鈴木教育総務部長 それでは、専決第18号についてご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の27ページをご覧ください。

専決第18号 令和3年度越谷市教育費補正予算の見積りについて。

令和3年度越谷市教育費補正予算の見積りについて、別冊のとおり専決処理する。

令和3年5月13日、越谷市教育委員会教育長。

それでは、恐れ入りますが、別冊の「令和3年度越谷市教育費補正予算総括表及び予算説明書」の2ページ及び3ページをお開きください。今回、教育委員会に関連する歳入の追加等はありませんので、歳出の内容につきましてご説明いたします。

3ページ下段の教育費に係る歳出合計欄をご覧ください。今回4,300万円を追加し、補正後の総額は106億6,027万2,000円となります。

続きまして、内容についてご説明を申し上げます。10ページ及び11ページの事業別予算説明書をご覧ください。2項小学校費、3目学校建設費の増改築事業につきましては、児童生徒の快適な学習環境を整え、小中学校9年間にわたる学びと育ちの連続性を重視した教育を展開するため、民間活力を導入し、(仮称)蒲生学園、(仮称)川柳学園の整備に係るアドバイザー業務委託料として4,300万円を追加します。

最後に、戻りまして4ページをご覧ください。(2)債務負担行為の追加ですが、小中一貫校整備アドバイザー業務委託料につきましては、歳出でご説明いたしましたとおり、民間活力を導入して、(仮称)蒲生学園、(仮称)川柳学園の整備を進める必要があることから、令和3年度から令和4年度までを期間として、債務負担行為を設定するものでございます。

専決第18号に係るご報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見はございますか。

なければ、補足をお願いしたいのですが。4 ページのアドバイザー業務委託、耳慣れない言葉だと思います。これについての補足をお願いできますか。

学務課長。

青木学務課長 それでは、アドバイザー業務委託についてご説明申し上げます。

吉田教育長 その前に、何故学務課長が答えているのかということのかも兼ねて教えてください。

青木学務課長 小中一貫校整備室長を兼ねておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

本業務は、ご承知のとおり小中学校9年間の学びの連続性を重視するという意味で、越谷市立小中一貫校整備事業として、(仮称) 蒲生学園と(仮称) 川柳学園の小中一貫校の整備を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に係る法律が定める事業手法、いわゆる P F I と言われるものですが、その手法を導入して実施するに当たり、本事業を実施する民間事業者の募集、選定、契約等に係る一連の手続を支援するとともに、必要な調査、検討及び各種資料の作成等を行うものでございます。

業務内容といたしましては、P F I 事業として小中一貫校を整備していくために必要な民間事業者の募集、選定、契約に係る一連の手続に加えて、必要な調査検討、各種資料の作成、様々な専門性を有した業務がございますので、多岐にわたっております。具体的には、実施方針等の作成、公表、要求水準書の作成、公表、特定事業の選定、公表、さらに事業者募集や契約交渉など専門的な知見が必要なものであることから、アドバイザー業務委託を行い、円滑に業務を遂行していくものでございます。

業務委託期間につきましては、令和3年7月から令和4年9月までを予定しております。

以上でございます。

吉田教育長 野口委員。

野口教育長職務代理者 ご説明ありがとうございました。

後ほど、その他の中でも話があるのかと思うのですが、この時期に補正予算として提案していくというのは、やはり P F I 方式とかに決定していくその過程があったことで、年度当初予算ではなくて補正予算でという理解でよろしいでしょうか。

吉田教育長 学務課長。

青木学務課長 今、野口委員がおっしゃったとおり、後ほどまた報告をさせていただくものでございますけれども、3月末に、今業務委託をしているところから P F I が適当であろうという報告がまとまり、それをふまえて政策会議で判断し、P F I の方法で実施をしていくということで4月に方向性が決まったことから、当初予算には盛り込めなかったということで補正予算とさせていただいたものでございます。

野口教育長職務代理者 ありがとうございました。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

渡辺委員。

渡辺委員 これも、その他報告のところでお聞きすればよいのでしょうか、P F Iで行っていくというのは決定事項なのですか。

吉田教育長 学務課長。

青木学務課長 政策会議での検討を経まして、教育委員会としてP F Iの手法で実施をしていくと決定したところです。

すみません。補足いたします。これにつきましては、市長決裁で最終的に決定をしています。

渡辺委員 ありがとうございました。

吉田教育長 他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 なければ、この件については以上とします。

◎第26号議案 埼玉県東南部地域公共施設予約案内システムの利用者登録等に関する規則の一部を改正する規則制定について

吉田教育長 続きまして、第26号議案「埼玉県東南部地域公共施設予約案内システムの利用者登録等に関する規則の一部を改正する規則制定について」、生涯学習課長から説明いたします。

生涯学習課長。

木村生涯学習課長 それでは、第26号議案 埼玉県東南部地域公共施設予約案内システムの利用者登録等に関する規則の一部を改正する規則制定についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の33ページをご覧ください。

第26号議案 埼玉県東南部地域公共施設予約案内システムの利用者登録等に関する規則の一部を改正する規則制定について。

埼玉県東南部地域公共施設予約案内システムの利用者登録等に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年5月27日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、民法の一部が改正されること及び押印を求める手続の見直し等に伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

次に、主な改正の内容でございますが、資料「新旧対照表」の1ページをご覧ください。初めに、民法の一部改正により、令和4年4月1日から成年年齢が引下げとなることに伴い、第3条第1号中の「20歳未満の者」を「未成年者」に修正いたします。

また、登録申請の際の本人確認書類として、マイナンバー制度の導入に伴い、個人番号カード

が公的な本人確認書類として用いられていることから、第5条第3号に「個人番号カード」を追加いたします。

最後に、2ページから4ページをご覧ください。押印を求める手続の見直しに伴い、第1号様式、第3号様式及び第4号様式中の中段から下段にございます、未成年者の場合に記入を求めている保護者同意欄の押印部分を削るものでございます。

なお、この規則は公布の日から施行いたします。

第26号議案についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 これより本案に対する質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等ございますか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 ないようですので、これより第26号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第27号議案 越谷市立小中学校学区審議会委員の委嘱について

◎第28号議案 越谷市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について

◎第29号議案 越谷市いじめ防止対策委員会委員の委嘱について

吉田教育長 続きまして、第27号議案から第29号議案につきましては、附属機関の委員の委嘱または任命に係る案件でございますので、一括して所管課長から説明した後、各議案に対する質疑、討論を行うことといたします。

第27号議案、学務課長。

青木学務課長 それでは、第27号議案 越谷市立小中学校学区審議会委員の委嘱についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の41ページをお開きください。

第27号議案 越谷市立小中学校学区審議会委員の委嘱について。

越谷市立小中学校学区審議会委員を次のとおり委嘱するものとする。

それでは、表に沿って選出区分、氏名、選出母体・役職等、性別等について順次ご説明させていただきます。その際、敬称については省略させていただきます。また、任期は前任者の残任期間となり、令和4年8月7日まででございます。

越谷市立小中学校学区審議会委員。

3号委員、大谷佳秀、越谷市PTA連合会・川柳小学校PTA会長、男、新任。

3号委員、鈴木祥明、越谷市PTA連合会・南中学校PTA会長、男、新任。

令和3年5月27日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、選出母体における令和3年度の役職改選等に伴い、斉藤耕平氏、長谷川幹人氏の後任委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

続きまして、会議要項の42ページをお開きください。ご参考までに、今回ご提案させていただいた2名を加えた令和3年5月27日現在の越谷市立小中学校学区審議会委員名簿（案）を掲載させていただきましたので、ご参照いただければと存じます。

第27号議案についてのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 第28、29号議案、指導課長。

小野寺指導課長 それでは、第28号議案 越谷市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の43ページをご覧ください。

第28号議案 越谷市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について。

越谷市いじめ問題対策連絡協議会委員を次のとおり委嘱又は任命するものとする。

令和3年5月27日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、1号委員及び2号委員の任期満了並びに令和3年度の役職改選等により、新たに委員を委嘱又は任命する必要があるため、提案するものでございます。

それでは、表に沿って選出区分、氏名、選出母体・役職等、性別、任期の順に申し上げます。

その際、敬称については省略をさせていただきます。

1号委員、九ノ里幸子、越谷人権擁護委員協議会、女、令和5年6月14日まで、新任。

2号委員、瀧田貴夫、越谷市PTA連合会・理事、男、令和5年6月14日まで、新任。

3号委員、沖田啓子、越谷市小学校長会・大沢北小学校長、女、在職期間中、新任。

7号委員、松尾雄一、越谷市役所・子ども家庭部長、男、在職期間中、新任。

恐れ入りますが、会議要項の44ページをご覧ください。ご参考までに、今回ご提案させていただいた4名を加えた令和3年5月27日現在の越谷市いじめ問題対策連絡協議会委員名簿（案）を掲載させていただきましたので、ご参照いただきたいと存じます。

第28号議案についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第29号議案 越谷市いじめ防止対策委員会委員の委嘱についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の45ページをご覧ください。

第29号議案 越谷市いじめ防止対策委員会委員の委嘱について。

越谷市いじめ防止対策委員会委員を次のとおり委嘱するものとする。

令和3年5月27日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市いじめ防止対策委員会委員が、令和3年6月14日をもって任期満了となるので、その後任委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

越谷市いじめ防止対策委員会につきましては、越谷市いじめ防止対策委員会条例第3条第1項の規定により、委員5人以内で組織するものとされております。また、委員は、同条第2項の規定に基づき、法律、医学、心理、福祉等に関し専門的な知識及び経験を有する者となっております。任期は、同条第4条において2年と規定されており、今回委嘱させていただく委員の皆様方につきましては、令和3年6月15日から令和5年6月14日までとなります。それでは、順に読み上げさせていただきます。その際、敬称については省略させていただきます。

河内智子、弁護士、女、再任。

永沼卓、医師、男、再任。

今野義孝、臨床心理士・文教大学名誉教授、男、再任。

井上百合枝、社会福祉士、女、再任。

山口竹美、元越谷市立中学校長、男、再任。

第29号議案についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

初めに、第27号議案「越谷市立小中学校学区審議会委員の委嘱について」、ご質問またはご意見等はございますか。よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 これより第27号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第28号議案「越谷市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」、ご質問またはご意見等はございますか。

山口委員。

山口委員 質問なのですが、越谷市いじめ問題対策連絡協議会と越谷市いじめ防止対策委員会の役割の違いというか、分担というのはどうなっているか、少し教えていただけますか。

吉田教育長 指導課長。

小野寺指導課長 いじめ問題対策連絡協議会でございますが、こちらはいじめの防止等に関する機関及び団体との連携、連絡調整を行うという役割を持っております。

いじめ防止対策委員会のほうでございますが、こちらはいじめの防止等のための実効的な対策の実施及び、いわゆる重大事態に関わる調査審議という形になった際に、その審議等を進めていくというような役割を持っている違いがございます。

以上でございます。

吉田教育長 よろしいですか。

山口委員 はい。

吉田教育長 荒木委員。

荒木委員 越谷市いじめ問題対策連絡協議会の会議は、例年2回行われていたと思うのですが、今年度の予定、時期や内容などを教えていただければと思います。

吉田教育長 指導課長。

小野寺指導課長 時期なのですが、年間2回ということで、6月、2月に計画しているところがございます。あわせて、いじめ防止の対策委員会の委員、こちらのほうも年間2回という形で、6月、2月という形で進めているところがございます。

しかしながら、先ほど申し上げました重大事態に関わる調査審議という際には、臨時という形で展開していくものでございます。内容につきましては、いじめを未然に防止することが重要となります。認知件数については、今までのいじめの件数という考え方ではなく、いじめを認知する件数として、児童生徒間におけるもので、もめごととかけんかというようにいじめという定義の下に認知していくということにつきまして、しっかり確認し、未然の対策という形で進めていくことを検討しています。

以上でございます。

荒木委員 ありがとうございます。

吉田教育長 少し補足させていただきますけれども、いじめ問題対策連絡協議会では、基本方針の見直し、お互いの機関の連絡調整も含めてですけれども、基本方針の見直しなどを議題として取り扱ったりしておりますけれども、前回その中で基本方針に沿った取り組みの一つとしていきいきアンケートという、越谷市共通で統一したアンケートを行ったところ、いじめ認知件数の差異があるということから、今回いじめ、いきいきアンケート調査を実施したところがございます。そういった取り組みをこの越谷市いじめ問題対策連絡協議会ではしているということになります。

他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 これより第28号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

次に、第29号議案「越谷市いじめ防止対策委員会委員の委嘱について」、ご質問またはご意見等がございますか。よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 これより第29号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎協議事項 令和３年度越谷市教育功労者等表彰式の日程等について

吉田教育長 続きまして、協議事項に入ります。

「令和３年度越谷市教育功労者等表彰式の日程等について」、教育総務課長から説明いたします。
教育総務課長。

渡辺教育総務課長 それでは、令和３年度越谷市教育功労者等表彰式の日程等についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の47ページをお開きいただきたいと存じます。

初めに、事務局案をお示しいたしますので、ご協議いただきたいと存じます。

まず、日程につきましては、令和３年11月25日、木曜日、午後３時半からを予定してございます。

次に、会場につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、感染対策を考慮した上で準備を進める必要があるため、例年実施しております「越谷コミュニティセンター」より広い会場でございます「越谷市中央市民会館劇場」で開催したいと考えております。

また、(３)の表に過去５年間の開催状況を記載いたしましたので、ご参照いただければと存じます。

なお、教育委員会会議の11月定例会につきましても、表彰式と同じ日程で、中央市民会館内の会議室にて実施したいと考えております。

次に、表彰式の実施内容などがございますが、例年と同様に、受賞者へは感謝の気持ちをより強く伝えることができるよう、表彰状を代表者だけでなく、お一人お一人に手渡しすることを想定してございます。また、表彰式終了後に開催しておりました懇親会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を総合的に判断いたしますと、懇親会を実施する方向で準備を進めていくことは困難だと考えておりますので、令和３年度につきましては表彰式のみ開催することで調整してまいりたいと考えております。

なお、受賞者の候補者につきましては、小中学校をはじめ各種団体等からご推薦いただき、越谷市教育委員会表彰規程及び越谷市教育委員会表彰規程実施要領に基づき取りまとめを行った上で、後日改めて事務局案として議案として提案させていただきます。また、「児童生徒で、他の模範となるもの」の表彰につきましては、この表彰式ではなく、年度末に各学校において修了式等で行う予定でございます。

令和３年度越谷市教育功労者等表彰式の日程等についての説明は以上でございます。ご協議の

ほどよろしく願い申し上げます。

吉田教育長 これより協議に入ります。ご質問またはご意見等はございますか。

堀川委員。

堀川委員 ご説明ありがとうございました。昨年はできなかったのですが、今年はぜひ開催できればいいなと思います。

表彰規程について、内容を少し教えていただければと思います。

吉田教育長 教育総務課長。

渡辺教育総務課長 表彰規程はいろいろあるのですが、まず教職員以外で申し上げますと、市立小中学校PTAの会長または副会長として小中学校合わせて5年以上の在職年数を有し、退任した者、または執行部役員として小中学校合わせて8年以上の在職年数を有し退職した者、またスポーツ・レクリエーション推進委員会、公民館運営協力委員会の委員として10年以上在職し、そのうち委員長、副委員長として4年以上の経験年数を有する者、その他児童、青少年の健全育成、文化・スポーツの振興において等の経験年数によって表彰するものでございます。

また、小中学校に通算して20年以上勤務していただいた学校医とか学校歯科医、学校薬剤師の方々も対象となります。

教職員につきましては、市内の小中学校に通算して25年以上勤務された校長または教員、市内小中学校に通算して20年以上勤務いたしまして、前年度までに退職した校長または教員、また各教科、特別活動、生徒指導、保健指導など、校務分掌等において他の教職員の模範となる実績のあったかが対象となってございます。

以上でございます。

堀川委員 ありがとうございます。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

野口委員。

野口教育長職務代理者 ご説明ありがとうございました。こちらの案でやっていただければなと思いました。

早い段階で会場をこういうふうに考えていただいたことで、感染対策も安全に実施することができるのではないか。昨年は、本当になかなかできない状況がありましたので、今回はこの案でやっていただいていいかなと思いました。

以上です。

吉田教育長 他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 他になければ、この日程に沿って進めてください。

◎その他 「令和3年4月臨時市議会について」

吉田教育長 続きまして、その他の報告事項に入ります。

「令和3年4月臨時市議会について」、教育総務部長から説明いたします。

教育総務部長。

鈴木教育総務部長 それでは、令和3年4月臨時市議会の概要につきましてご報告させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の49ページをご覧ください。

まず、会期日程でございますが、4月23日金曜日の1日間で開催されました。

続きまして、教育委員会に関する議案につきましては、「令和3年度越谷市一般会計補正予算(第2号)について」の1件が上程され、原案のとおり可決されたところでございます。

なお、教育委員会に関連する補正予算につきましては、令和3年4月定例教育委員会会議にて専決報告をさせていただきましたとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に係るスクール・サポート・スタッフ及び学習指導員の配置に関すること、またコロナ禍における市民の読書活動を支援するための電子書籍使用料に関するところでございます。

令和3年4月臨時市議会についてのご報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 なければ、この件については以上とします。

◎その他 「小中一貫校整備事業の事業手法について」

吉田教育長 続きまして、「小中一貫校整備事業の事業手法について」、学務課長から説明いたします。

学務課長。

青木学務課長 それでは、小中一貫校整備事業の事業手法についてご報告いたします。

昨年5月の定例教育委員会会議におきまして、小中一貫校設立につきましてご説明をいたしました。今回ご報告させていただきますのは、小中一貫校整備に係る整備手法についてでございます。前月開催いたしました政策会議にて了承された事項につきまして報告させていただくものでございます。

それでは、会議要項の50ページをご覧ください。まず、「定量的評価の確認」でございますが、現時点で想定している事業条件に基づいて、市が自ら実施する場合と、PFI事業として実施する場合の越谷市の財政負担額を比較したものでございます。実施期間中にわたり年度別に現在価値換算で算出いたしますと、表にもございますようにPFI事業として実施した場合、市の財政負担額が8.1%削減することができるVFM（バリュー・フォー・マネー）が見込まれることが確

認できました。また、民間事業者の参加意向につきましても確認ができたため、小中一貫校整備事業における校舎建設についてはP F I 事業手法で進めたいと考えております。

次に「まとめ」をご覧いただきたいと思います。当該事業の事業スキームを示しております。事業方式は「P F I (B T O)方式」、事業類型は「サービス購入型」となります。

事業の対象範囲ですが、まず（仮称）蒲生学園については、新校舎設計・建設、蒲生第二小学校の解体・撤去、校庭の整備、新校舎を含めた敷地全体の維持管理となります。

次に、（仮称）川柳学園ですが、高学年棟の設計・建設、柔剣道場の建て替え、高学年棟及び柔剣道場の維持管理となります。

次に、事業期間ですが、令和4年10月から令和22年3月までを予定しております。（仮称）蒲生学園につきましては、新校舎の設計・建設を令和4年10月から令和7年8月までとし、新校舎の供用開始は令和7年2学期を予定しています。

新校舎の供用開始後、蒲生第二小学校の解体・撤去、校庭の整備を令和7年9月から令和8年3月までを予定しています。また、維持管理につきましては、新校舎引渡しから令和22年3月までを予定しております。

（仮称）川柳学園につきましては、高学年棟の設計・建設を令和4年10月から令和7年2月までとし、新校舎の供用開始は令和7年4月1日を予定しています。

また、維持管理については、高学年棟引渡しから令和22年3月までとしておりまして、（仮称）蒲生学園、（仮称）川柳学園の開校は、ともに令和8年4月1日を予定しております。

予定価格につきましては、129億900万円。先ほど申し上げましたとおり、V F Mは8.1%となっております。

次に、会議要項の51ページをご覧いただきたいと思います。「今後の主な予定」としてお示しいたしました。当該事業を推進するに当たり、今後P F I アドバイザリー業務委託の準備を進め、その後、「実施方針の決定」や「要求水準書の公表」、「入札公告」、「事業者選定」等の事務手続を進めていく予定です。なお、P F I アドバイザリー業務委託費につきましては、先般、市長、副市長に説明させていただくとともに、6月補正予算に要求させていただいたところでございます。

次に、会議要項の52ページをご覧ください。（仮称）明正学園を含む3学園構想の全体工程表でございますので、後ほどご参照いただければと思います。

雑駁な説明で大変恐縮ではございますが、小中一貫校整備事業の事業手法についての説明は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

渡辺委員。

渡辺委員 これはもう決定事項ということなので、質問を幾つかさせていただきたいのですが、まずP F I 事業というのが何なのかということで少し調べてみたのですが、そうした

ら民間活力を導入するということで国が推し進めている事業だなということが分かりまして、越谷市ではどうなのかなというのをホームページのほうで見させていただきましたところ、2017年に越谷市ではP P P／P F I手法導入優先的検討規程というのができているかと思います。最終的にこれを導入するに当たっては、そのメリットとして民間事業に一括して任せることができるということと、維持管理、運営費のコスト削減ということが決定の要因であるということを理解いたしました。

それで、実際にどんなことで越谷市はP F Iを導入しているのかというのを少し見ましたところ、斎場の運営と小学校の空調関係等で導入がされているということでよろしいでしょうか。

青木学務課長 はい。

渡辺委員 そうしましたら、学校整備事業では今回初めてのことであるというふうに思ったのですが、全国ではどのように行われているのかなと少し調べてみましたが、文科省のほうでもP F Iを進めているということが分かりまして、文科省のホームページによりますと平成15年に公立学校施設整備P F I事業のための手引書というものが出ていました。時間がなかったので精査はしていないのですが、見たところによりますと、平成15年ですから少し前にはなるのですが、この事業自体が維持管理を含めますので、大体1つの事業に対して15年とか、割と長いスパンが必要で、まだその評価がこのホームページには出ていなかったのです。

では、どこかにこの課題とかがあるのかというのを少し調べてみましたところ、幾つか課題が出ていたので、少し確認させていただきたいといいますが、委員としてお願いといいますが、述べさせていただきたいのですけれども、まず大阪市大の臼田先生のほうから学校におけるP F Iの最大の課題ということで、委託した側の意向を反映させるのは難しいという論文が載ってありました。確かにそうなのだろうなと。業務提携をして、特にこの維持管理のところだと、かなり長いスパンでお願いをすることになると思うのです。なので、教育委員会としては常にモニタリングをするとか、改善要求をするとか、協議会を持つことができるような、そういうようなことも含めて話を進めていっていただきたいという思いが強くありました。

あと、これはもう素朴な疑問なのですが、業務提携をして実際お任せして、この業者が倒産とかした場合にはどうなるのか。ここはお聞きしたいのですが、結構長いスパンでお願いしますよね。

吉田教育長 学校管理課長。

紺野学校管理課長 まず、意向の反映が難しいということですが、通常の学校を造るように、設計、建設から市が直接業者に委託をして出す場合と比べますと、意向の反映というのが難しいというところまではいかないのですが、若干はあるのかなと思います。

ただし、今進めていますのは要求水準書というのを作成して、その中でできるだけ市の考え方、やり方というのを盛り込んで、市の意向に近い形でできるように進めておりますので、その辺は

業者任せということではなく、市が主体でできるような学校建設という形を取っていきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

それから、建設後も今回は15年間P F I 事業としてやっていただくのですけれども、今おっしゃった斎場や学校のエアコンなどもP F I ですが、実際には定期的にいろいろな会議を持って、今のやり方だとか、そういうところは市として変な形にされないように、ちゃんと市で最初の契約を結んだとおりやっているかどうかというところは常に監視はしておりますので、その辺は大丈夫かなと思います。モニタリングといいますか、そういう形でやっていきますので。

それから、倒産に関しては、最初の契約の中でリスクについての分担というのを全て決めた契約になりますので、例えば構成する業者で倒産みたいなものがあった場合は、それは誰が精算をするとか、そういうところまで全て契約の中にうたっておりますので、15年間で潰れないような、そういう形で契約をすることになっています。実際にP F I が終了したという話は聞いていませんので、その辺もしっかりと、今後のアドバイザー業務の中でしっかりと決めていきたいと考えています。

吉田教育長 渡辺委員がよくお調べいただいたので、お話を聞いている中でこちらの説明が省けて大変助かったわけですが、その中で出たこと、今答えたこと等も含め、政策会議等で十分話を詰めていく中での決定ということでご報告させていただきたいと思っております。

市立第1、第2体育館についても手法を取り入れていることもございますので、スポーツ振興課長からも説明はないですか。

スポーツ振興課長。

八木下スポーツ振興課長 第1、第2体育館の建て替えにつきましてはP P P手法ということで、こちらにつきましては、P F I ですと公共機能だけでいいのですけれども、P P Pは民間企業も入れることになりますが、事業施工とかやり方はほぼ一緒です。

渡辺委員のおっしゃるように、こちらの進め方としては、この後7月に事業者の提案を受ける形になるのですけれども、要求水準書という形の中で、市のほうが体育館の機能として必要な面積ですとか機能ですとか、そういったものについては、本来ですと役所が設計に反映させる部分を要求水準書という形であらかじめ提示をさせていただいて、それを含めて事業者が提案するという形になるのですけれども、そこで一番いい提案を採用する形になるのですが、渡辺委員がおっしゃったように役所の部分の反映が難しいということに対しての対応策としましては、体育館につきましてはコンサル業者と営繕課でモニタリング業務という形で設計書の確認、事業の進捗具合、現場確認など、そういったものについてスポーツ振興課だけではなく、営繕課と今回のコンサル業務をやっている会社とも、引き続き完成までモニタリング業務という形の中で間に入っただいて調整をしていただく予定となっております。

倒産のリスクにつきましては、当然計画期間が長いものですからあるんですが、そういった事

故の危険性がある場合、数か月前から大体予兆はありますので、その前からそういうリスクを避けるということで事前に相談してほしいということと、あとはグループ企業を組んでいただく関係で、一部の企業が抜けても残りの数社は残るという形になりますので、代替の業者を速やかに探していただいてグループの存続をしていただくと。20年間ありますので、倒産のリスクをなるべく少なくして対応していきたいと考えています。

吉田教育長 教育総務部長。

鈴木教育総務部長 すみません。今、PPPについて課長から説明がありましたけれども、少し補足をさせていただければと思います。

PPP手法を、今回（仮称）越谷市立地域スポーツセンター整備事業、こちらにつきましては定期借地賃貸借方式ということで、市が民間事業者に土地を貸し付けまして、その土地に民間事業者が民間施設を整備し、運営していく方法となります。市のほうは、施設の一部を民間事業者からお借りしまして公共体育館として運用するというような方向で、その体育館施設の部分をPPPのほうは事業者から借りるというふうな形で、今回20年6か月の賃借料として26億円の債務負担行為を設定しているところでございます。

先ほどのPFI事業につきましては、BTOですね、建てて所有権を移転してオペレートするということですので、建て終われば国の補助金等を使いまして所有権は市になりますので、倒産等の心配も、その部分の引渡しを受ければ、ある程度軽減されるのかなというふうには考えております。

吉田教育長 民間活力の導入という点では同じなわけですが、手法によって大きく違うということになります。

他にございますでしょうか。

野口委員。

野口教育長職務代理者 いろいろ説明ありがとうございました。

今回の事業手法について、財政負担について大変分かりやすくまとめていただいたなと思いました。たしかエアコンのときにもこの方式がいいということで、いろいろ方式も探って実施したなと記憶しているのですが、PFI方式による負担軽減についてよく分かりましたので、今渡辺委員が調べていただいたこと、危惧する点についても詳しく説明していただいたので、この方式でまた自信を持って進められるなと感じました。

それから、具体的に蒲生学園の新校舎とか、川柳学園の高学年棟とかの建設の計画もここで具体的になってまいりましたので、計画的にまた進めてもらえればなと思います。今、地域とか学校のほうにもいろいろ説明等に行かれているとは思うのですが、その辺りの反応といいですか、そのことについて何かありましたらお聞かせいただきたいと思います。

吉田教育長 学務課長。

青木学務課長 それでは、今野口委員さんのご質問にございましたけれども、今おっしゃっていたとおり、昨日蒲生小学校、蒲生第二小学校、蒲生南小学校の3校の在籍児童の保護者、2年生から5年生を対象としておりますけれども、説明会を終えたところでございます。主な質問内容等は今まとめているところではございますけれども、今話題になっているところでは、蒲生第二小と蒲生小が合併するに当たって、例えば子どもの心のケアはどうやっていきますかということや、仮設校舎を蒲生第二小の敷地内に建てますので、蒲生小の子たちがそこに入るのかということや、実質的な来年度を見越してのご質問では、着ている体育着、上履き等はどうなるのかなど、そのような内容が非常に多くありました。

地域の説明会は16時からということにしていますが、保護者が集まりやすいお時間、もう少し遅いほうがいいというご意見もありましたので、17時から18時という時間帯を設定をさせていただいたところでございますが、昨日蒲生第二小学校で説明が終わってからPTA役員の方とお話しする機会があったのですが、逆にもっと早い時間にしてくれたら、すごく参加しやすいのだけれども、というまた反対のご意見もいただくなど、今後も様々な方のご意見をいただきながら、新入生に対する説明会を6月末から7月に、また川柳小学校、明正小学校についても保護者を対象にこれから説明してまいりますので、学校と相談しながら時間等も設定していきたいと考えてございます。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

荒木委員。

荒木委員 52ページの表を見ますと、まさに一大事業だなと思います。世の中が変化してきて、福祉や防災の観点などからも、子どもたちが地域とつながって地域に貢献するとか、保護者、地域が一体となって子どもたちの成長を支えていくとか、そういったことが求められる中、この構想では小中学校の学区域を一致して、地域とより協働的な教育活動ができるようになるということも目指していると思います。地域準備会について少し教えていただきたいのですが。

吉田教育長 学務課長。

青木学務課長 それでは、地域準備会でございますけれども、こちらに参加しますのは地域の代表の方、各学校の校長先生、教頭先生、またPTA組織の代表の方、そして教育委員会の事務局職員ということで、みんなで一体となって進めていく会議でございます。

現在のところ、まずは喫緊の課題であります蒲生小学校と蒲生第二小学校の来年度4月の合併に向けて、その合併地域準備会という形で進めさせていただいています。2月に第1回を行いまして、今月末に第2回、6月に第3回と計画をしているところでございます。

まず、現在のところ、新しい学校名をどうしていくというところをご協議いただいているところでございまして、決まり次第、その先に考えていかなければいけないことを、皆様のいろいろな意見を合わせていくというところで進めていきたいと考えているところでございます。

吉田教育長 よろしいですか。

荒木委員 ありがとうございます。

吉田教育長 地域に開かれた教育課程であるとか、あるいは学校運営協議会等の設置、既に本市では全校に設置したところがございますけれども、そういったことを意識しながら、この3学園構想においても、荒木委員から出されたような福祉、防災等を中心として協働的な学習、地域一体となった効果的な学習、これを進めていこうというようなことについてもお話をしてあるところだと思うのですが、補足することはありませんか。

学校教育部長。

岡本学校教育部長 地域の皆様方へのご意見を伺わせていただくのは、昨年の6月から少しずつ始めてきたところでございますが、先ほど学務課長のほうから説明をさせていただきましたとおり、現在蒲生の3つの小学校についての説明会を終えたところでございます。ほとんどのご質問が、合併した後の内容についてということでのご質問をいただきました。それ以外にも、様々に検討しなければいけない課題もございます。先ほどの学校名などというのもございますので、そういったところも踏まえまして、今後さらに進めてまいりたいと思っております。

なお、先ほどPFIのところでは渡辺委員のほうからのご質問もありまして、危惧される点で意向の反映が難しくなるというところのお話があったかと思います。資料50ページにございますPFIのBOT方式、先ほど鈴木部長からもございましたが、ビルド（建てて）、トランスファー（権利を市に移行して）、オペレート（運営していく）というようなやり方で、BOTとかBOOとか、このアルファベットにおいていろんなやり方がございます。

建てるに当たりましては、先ほど補正予算でご説明しましたアドバイザー業務委託の中で、どのような建物にしていきたいのかということ、これは業者のほうと私どもで入念に打合せをいたします。それこそ理科室の数は幾つにしたいのかとか、そういうようなところまで微に入り細に入りやらせていただきます。ここで現在考えております業者さんについては、昨年の9月に業務委託をしました業者さんとも様々な形で打合せをし、その際に全国的にいろいろな経験を持っていらっしゃるということでございますので、小中一貫校を設置するに当たっての当然成果と課題というものも十分に把握していらっしゃいますので、そういったところを、知見も活かしていただきつつ、越谷市としてこういう学校を造りたいのだというような部分について、改めてその点をお話ししていきたいなと思います。

一例だけ申し上げれば、蒲生小の体育館は残します。中学校の体育館も造ります。そういうふうにすることによって、防災上の避難所も確保するということも考えていかなければならないというふうに考えておりますので、地域住民の皆様方にとっては小学校2校に体育館があって、体育館はどうするのだろうというようなお考えもあるかと思うのですが、体育館についてもそのような形で捉えていきたい。また、そういうような視点も十分に持ちながら、今後とも取り組んでま

いりたいと思いますので、ご意見いただければと思います。

吉田教育長 ハード面、ソフト面、両面にわたって説明をしているということです。

他にございますでしょうか。

渡辺委員。

渡辺委員 今、岡本部長から説明いただきまして、すごく安心いたしました。

あと1点なのですが、実際に市民の方に説明するときに、やはりPFIという聞き慣れない方式で行うというところで、メリットとしては財政負担額が軽減できる、維持管理をお任せできるというところだけで出されると、やはり教育は財政面で確かに負担はありますが、軽減できればいいというものではないと思うのです。

そこで、例えば民間業者に維持管理をお願いするとこんなメリットもあるというようなことが他にあるのでしょうかというか、あれば教えていただきたいと思います。

吉田教育長 学校管理課長。

紺野学校管理課長 実際に民間委託をする形になりますが、学校の管理についてはどういう部分かといいますと、実際には法的な整備、例えばエレベーターの点検とか、消防法等に基づく点検とか、こういうものが主な委託の管理の内容になりますが、内容については一緒にございますので、コストの削減という点からいいますと、一括してこのPFIでお任せする、SPCという、こちらのために設立する会社なのですが、一緒にやることでのコスト削減があるかなと。委託に関しては、そういうのが言えるのかなと思います。

それと、もう一つPFIでのメリットといたしましては、管理、建設費についても平準化で払っていく形になりますので、そこも市の財政的な面からいいますと大きなメリットとなっておりますので、このPFIという手法を採用する一つの目安というか、理由になるかと思っております。

渡辺委員 財政負担の軽減というのは一番ですね。

吉田教育長 国でも推奨している工法です。

渡辺委員 はい。

吉田教育長 他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と答える者あり〕

吉田教育長 他になければ、今出されたことを踏まえて、今後も進めていってください。

委員さんから、他に何かございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 事務局より何かありますか。

〔「訂正がございます」と答える者あり〕

吉田教育長 その前に訂正ということですが、学校管理課長。

紺野学校管理課長 すみません。先ほど専決第16号の越谷市立大相模中学校の校舎外壁改修工事の請負契約の締結についての渡辺委員からのご質問で、総合評価一般競争入札と一般競争入札の違いということでご指摘いただいた件なのですが、私のほうで一緒ですというお答えを申し上げたのですが、実際には違っておりまして、一般競争入札につきましては通常、公募をした業者が幾らでやりますよということで応札していただいて、その金額によって決定するというのが一般競争入札なのですが、総合評価一般競争入札につきましては、金額もさることながら、さらにその業者の技術力とか、実績等も評価の対象として、先ほどの点数が出ておりますが、それらを点数化して、それも含めて選考の基準としているというところが違ってきます。大変失礼しました。申し訳ございませんでした。

吉田教育長 渡辺委員。

渡辺委員 それで、今回に関しては、応札はその1者だけであったということなのですね。

紺野学校管理課長 はい。

渡辺委員 ありがとうございます。

吉田教育長 教育総務部長。

鈴木教育総務部長 追加ですみません、報告をさせていただきます。

このたびポルトガル卓球連盟より、越谷市で実施を予定しておりました卓球チームの2020年東京オリンピック競技大会におきます事前トレーニングキャンプにつきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、ポルトガル国内での実施を決定したということで連絡がございました。越谷市の実施を中止するということでございますので、ご報告させていただければと思います。

こちらにつきましては、今日の朝刊等で報道等もされておりますので、よろしくお願いいたします。

吉田教育長 よろしいですか。

では、報告を承るということにいたします。

他になれば、以上といたします。

最後に、次回の教育委員会会議の日時につきましては、6月24日木曜日、午前10時から教育委員会室で開催したいと存じますが、いかがでしょうか。

〔意見なし〕

吉田教育長 よろしく願いいたします。

◎閉会の宣告

吉田教育長 それでは、本定例会に提出されました議事は終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

(午前11時27分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

教 育 長

吉 田 茂

委 員

野 口 久 男

委 員

堀 川 智 子

委 員

荒 木 明 子

委 員

渡 辺 律 子

委 員

山 口 文 子

書 記

教育総務課副課長

渡 辺 尊 則